

第7章

文化財保存活用区域



秋月城本門（黒門）

第1節 文化財保存活用区域の設定

本市の多様な歴史文化遺産について、空間的に集中することで一体的な保存や観光やまちづくりへの活用などの相乗効果が期待されるものを「文化財保存活用区域」とします。本計画では秋月地区を文化財保存活用区域とし、設定の目的と考え方は次のとおりです。

1 文化財保存活用区域の設定の目的

文化財保存活用区域とは、文化財が特定の地区に集中している場合に、その周辺環境を含め当該文化財群を核として、その周辺環境も含めて面的に保存するための計画区域です。

多様な文化財が集中する区域を設定して保存・活用を図ることで、魅力的な空間の創出につなげることを目的とします。

2 文化財保存活用区域の設定の考え方

- ①指定等文化財を含む歴史文化遺産が集積し、それらとその周辺地域を歴史文化保存活用区域として設定します。
- ②まちづくりや観光振興の観点から、積極的な保存・活用に係る取組みが期待される区域を設定します。
- ③多様な主体の参加により、歴史文化の保存・活用に係る取組みが期待される区域を設定します。

3 文化財保存活用区域の見直し

今後の調査により、保存活用区域の区域内あるいはその周辺に新たな歴史文化遺産が見出される可能性があります。このような場合、構成要素の追加や保存活用区域の範囲の変更などを検討し、必要に応じて計画の見直しを行います。



第2節 文化財保存活用区域とその保存活用計画

1 秋月城下町保存活用区域

秋月は、中世の秋月氏、近世の秋月藩の拠点として発展し、城跡と城下町からなる地区で、様々な歴史文化遺産が伝えられており、平成10年に重要伝統的建造物群保存地区として選定されています。

その名のとおり、山の上から昇る月は美しく、城下は江戸時代の都市計画に基づく町割りを残しています。秋月街道筋に並ぶ商家や武家地に配された武家屋敷、社寺建築など、伝統的な建造物もみることができます。古処山をはじめとする山々に囲まれた城下には野鳥川や空谷川、鳴渡川が流れ、そこから派生する小水路が屋敷地や寺院、道の脇を流れています。河川や水路、城跡や屋敷でみられる石垣は当時の面影を残しつつ、秋月の風情を高めています。

中世からの様々な歴史的事象をみつめてきた秋月の地は、知れば知るほど面白い区域で、本市の歴史文化の特性である「水・土・山・道・祈りの風景」のすべてがそろった地区といえます。こうした魅力をさらに引き出し、地域の歴史文化遺産に対する意識を向上させ、地域全体で歴史文化遺産を守る体制を進めていくため、本計画では朝倉市秋月伝統的建造物群保存地区を文化財保存活用区域に設定し、その保存・活用を図ることとします。主な歴史文化遺産は表7-1のとおりです。

(1) 文化財保存活用区域内の歴史文化遺産等

表7-1 文化財保存活用区域内の歴史文化遺産等

No.	名称	種別	所在地	所有者等	指定等
1	秋月城本門（黒門）附長屋門	有形文化財（建造物）	朝倉市秋月	朝倉市	県指定
2	石田家住宅	有形文化財（建造物）	朝倉市秋月	個人	県指定
3	石造秋月の目鏡橋	有形文化財（建造物）	朝倉市秋月	朝倉市	県指定
4	旧田代家住宅	有形文化財（建造物）	朝倉市秋月	朝倉市	市指定
5	戸波家住宅	有形文化財（建造物）	朝倉市秋月	朝倉市	未指定
6	久野家住宅	有形文化財（建造物）	朝倉市秋月	企業	未指定
7	大涼寺本堂・大涼院墓	有形文化財（建造物）	朝倉市秋月	寺院	未指定
8	長生寺本堂・緒方春朔墓・興膳善入墓	有形文化財（建造物）	朝倉市秋月	寺院	未指定
9	日照院本堂・山門	有形文化財（建造物）	朝倉市秋月	寺院	未指定
10	西念寺本堂	有形文化財（建造物）	朝倉市秋月	寺院	未指定
11	浄覚寺本堂	有形文化財（建造物）	朝倉市秋月	寺院	未指定
12	本證寺本堂	有形文化財（建造物）	朝倉市秋月	寺院	未指定
13	キリシタン橋	有形文化財（建造物）	朝倉市秋月	地元	未指定
14	鳴渡観音	有形文化財（建造物）	朝倉市秋月	国	未指定
15	垂裕神社本殿	有形文化財（建造物）	朝倉市秋月	地元	未指定
16	田中天満宮本殿	有形文化財（建造物）	朝倉市秋月	地元	未指定
17	上秋月八幡宮本殿・鳥居・石垣	有形文化財（建造物）	朝倉市上秋月	地元	未指定
18	恵観院	有形文化財（建造物）	朝倉市秋月	地元	未指定
19	白山宮	有形文化財（建造物）	朝倉市秋月	地元	未指定
20	番所橋	有形文化財（建造物）	朝倉市秋月	朝倉市	未指定
21	秋月城跡出土高麗鐘	有形文化財（美術工芸品）	朝倉市秋月	朝倉市	県指定
22	秋月のキリシタン灯籠	有形文化財（美術工芸品）	朝倉市秋月	朝倉市	市指定
23	島原陣図屏風（六曲一双）	有形文化財（美術工芸品）	朝倉市秋月	朝倉市	市指定
24	黒田家資料一括	有形文化財（美術工芸品）	朝倉市秋月	朝倉市	市・未
25	日限地蔵院 誕生仏	有形文化財（美術工芸品）	朝倉市秋月	地元	未指定
26	層塔（戸波家庭園内）	有形文化財（美術工芸品）	朝倉市秋月	朝倉市	未指定
27	緒方春朔資料一括	有形文化財（美術工芸品）	朝倉市秋月	個人	未指定



No.	名称	種別	所在地	所有者等	指定等
28	土岐コレクション一括	有形文化財（美術工芸品）	朝倉市秋月	朝倉市	未指定
29	罪票付十字浮文軒丸瓦	有形文化財（美術工芸品）	朝倉市秋月	朝倉市	未指定
30	林流抱え大筒	無形文化財	朝倉市秋月	保存会	市指定
31	光月流太鼓	無形文化財	朝倉市秋月	保存会	市指定
32	葛生産・生産道具	民俗文化財（有形の民俗文化財）	朝倉市秋月	企業	未指定
33	和紙生産・生産道具	民俗文化財（有形の民俗文化財）	朝倉市秋月	企業	未指定
34	秋月鎧揃え	民俗文化財（無形の民俗文化財）	朝倉市秋月	保存会	未指定
35	秋月城跡	記念物（遺跡）	朝倉市秋月	朝倉市	県指定
36	杉の馬場	記念物（遺跡）	朝倉市秋月	朝倉市	未指定
37	秋月街道（新八丁・旧八丁）	記念物（遺跡）	朝倉市秋月	地元	未指定
38	古心寺・秋月黒田家墓所	記念物（遺跡）	朝倉市秋月	寺院	未指定
39	大龍寺跡	記念物（遺跡）	朝倉市秋月	個人	未指定
40	腹切り岩	記念物（遺跡）	朝倉市秋月	個人	未指定
41	日限地藏院 石垣	記念物（遺跡）	朝倉市秋月	地元	未指定
42	時櫓支石	記念物（遺跡）	朝倉市秋月	地元	未指定
43	野鳥川の河川構造物群	記念物（遺跡）	朝倉市秋月	福岡県	未指定
44	城下の水路	記念物（遺跡）	朝倉市秋月	市・地元	未指定
45	ホタル三種の生息区域	記念物（動物）	朝倉市秋月		未指定
46	田中天満宮のイヌマキ	記念物（植物）	朝倉市秋月	地元	市指定
47	田代家のイヌマキ	記念物（植物）	朝倉市秋月	地元	市指定
48	朝倉市秋月伝統的建造物群保存地区 （上記以外の特定物件・工作物）	伝統的建造物群			国選定



図7-1 秋月の町並み



図7-2 石田家住宅



図7-3 旧田代家住宅



図7-4 旧田代家住宅での茶会

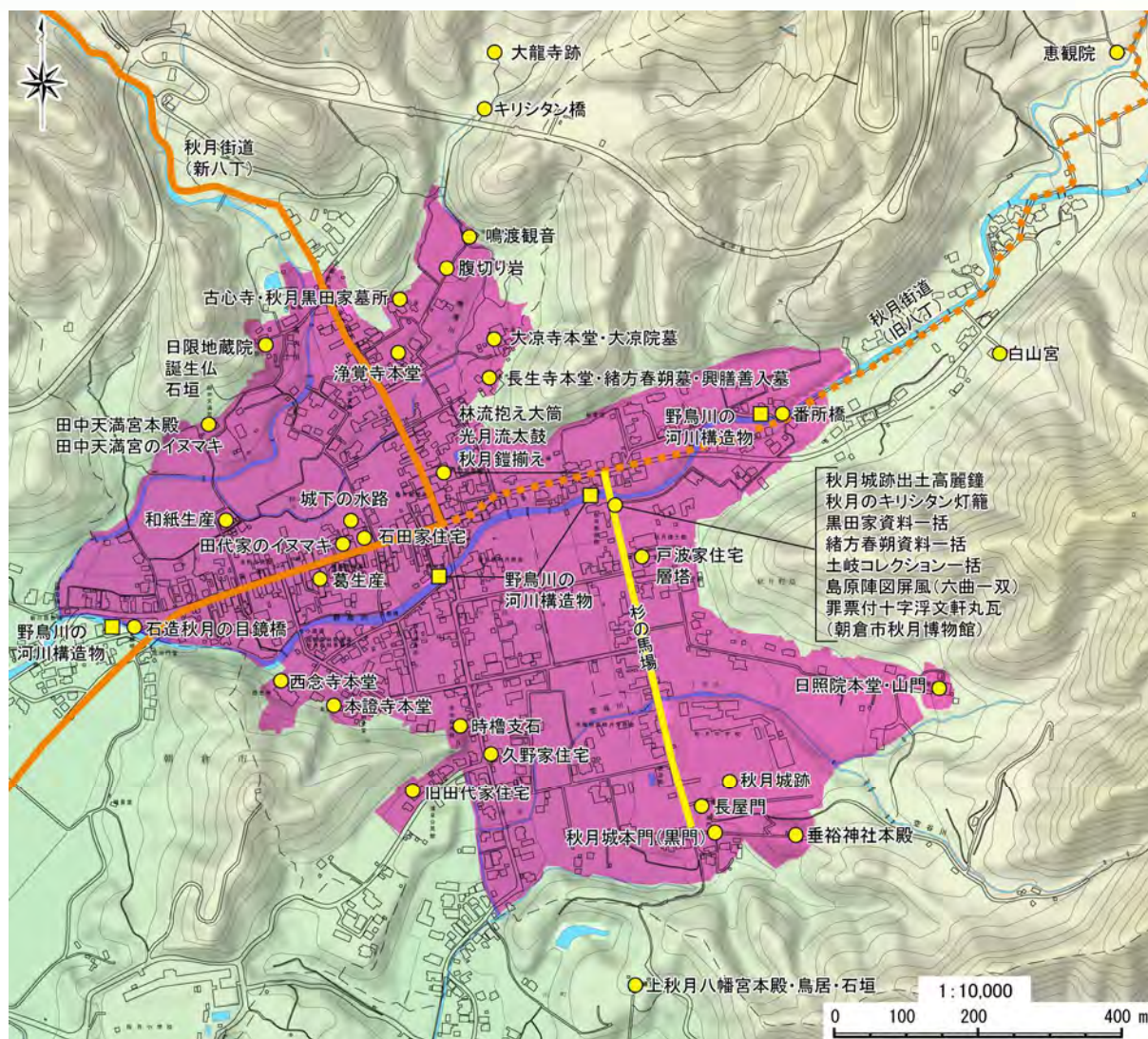


図 7-5 保存活用区域の範囲

(2) 現状と課題

①調査の現状と課題

- ・伝建地区の選定時に建造物や環境物件などの調査を実施していますが、以降の調査が限定的です。区域内には多くの歴史文化遺産がありますが、中世秋月氏に関係する調査研究が不足しています。
- ・区域内の社寺が所有する有形文化財の実態把握が不十分です。
- ・宣教師の記録やキリシタン伝承が多く残る地区ですが、実態がつかめていません。
- ・今後も古文書をはじめとした地域の文化財の調査の継続や、調査成果公開のための取り組みが必要です。
- ・区域にゆかりのある有形文化財には、市所有もしくは市関係施設の保管でない資料も多く存在します。所蔵者である関係機関との連携が不十分で、これまで地域の歴史文化の特性を示す歴史文化遺産として公開活用できていません。



②保存・継承の現状と課題

- ・伝建地区では、地区内の修理・修景事業や防災設備の設置事業などに取り組み、地区内の建造物などの保存を進めています。河川なども含めた良好な景観の維持・向上のため、引き続き建造物の規制・誘導を含めた総合的な景観まちづくりを推進する必要があります。

③活性化の現状と課題

- ・秋月の伝統行事「鎧揃え」があり、地域の団結力を醸成する場となっています。伝建地区を特徴付ける伝統行事ですが、観光客への周知を充実させる余地があります。
- ・秋月は県内有数の観光地として知られています。しかし、歴史文化遺産の観光資源としての活用が不足しており、効果的に活かした観光面での相乗効果が不十分です。
- ・城下町と桜・紅葉が織りなす風景が人気であり、春・秋を中心に観光客が訪れます。観光コンテンツが限定的で、四季を強く感じるような新たな取り組みを実施する余地があります。
- ・秋月は、城下町のほぼ全域が伝建地区に選定されている点で貴重な観光地です。城下町から発展した観光地であるにもかかわらず、市民や来訪者が気軽に親しんで学ぶ機会が不足しています。
- ・近年県内全域で外国人観光客の来訪が多くなっています。外国人観光客が伝建地区の歴史文化に親しむには、サインなどの多言語化が限定的となっています。
- ・伝建地区には数多くの価値ある歴史文化遺産が所在しています。来訪者が他者として眺めて見学するにとどまっており、まちあるきに際して魅力を強化する余地があります。
- ・貴重な価値を持つ建造物が地区の風景の中では溶け込んでしまい、来訪者がその魅力に気づきにくい点が課題です。
- ・貴重な価値を持つ建造物が多く所在しており、滞在時間を伸ばす余地があるのにも関わらず、滞留するための宿泊施設が少ないです。
- ・貴重な価値を持つ建造物が多いにも関わらず、来訪者に魅力が伝わりづらいのが課題です。
- ・近年の観光客のニーズは多様化してきていますが、秋月では観光面での変化に欠け、観光客の大きな関心事の一つである食に関する観光コンテンツ強化の余地があります。
- ・ボランティアガイドが城下町を案内していますが、後継者が少なく、将来的に継続が難しくなる可能性があります。

④教育・普及の現状と課題

- ・城下町のほぼ全域が選定されている伝建地区として全国でも貴重ですが、地区の歴史文化遺産としての貴重さや魅力が市民にあまり伝わっていないのが課題です。



(3) 方針

①調査の方針

- ・ 中世秋月氏に関連する歴史文化遺産の調査を推進します。
- ・ 社寺が所有する有形文化財の実態把握を実施します。
- ・ 区域内におけるキリシタンについて調査・研究を進めます。
- ・ 博物館・資料館所蔵の古文書調査とその成果の公開を推進します。
- ・ 市外に遺された秋月関連資料の調査研究を進めます。

②保存・継承の方針

- ・ 伝建地区の景観の維持・向上を図るため、地区内の修理・修景や防災設備の設置、河川環境の維持などに取り組みます。

③活性化の方針

- ・ 鎧揃えの継続的な実施に対し、観光資源としての周知を図ります。
- ・ 歴史文化遺産の観光資源としての効果的な活用により、誘客を図ります。
- ・ 歴史文化遺産について、ただ学ぶだけにとどまらず、巡り歩いて四季を感じられるような取り組みを推進します。
- ・ 観光に学びの要素を取り入れ、伝建地区ならではの風景に親しむ機会を創出します。
- ・ 外国人観光客に対する利便性を向上させます。
- ・ 城下町の観光において、来訪者にタイムスリップ感を味わう機会を創出します。
- ・ 伝建地区において、来訪者の多様な嗜好に応じたユニークベニューの開催を推進します。
- ・ 来訪者の滞留を創出し、地域経済の活性化にも寄与する歴史文化遺産活用の取り組みを推進します。
- ・ 伝統的な建造物の有する歴史的な重みと伝統的な文化芸術の融合を図り、魅力の向上を促進させます。
- ・ 来訪者の多様なニーズに応えるため、食によって歴史文化を感じる機会を創出します。
- ・ 伝建地区を案内できるボランティアガイドの後継者を育成します。

④教育・普及の方針

- ・ 秋月の自然や歴史文化について知る機会を創出します。



表の解説

- ・実施期間の詳細は次のとおりです。
前期：令和6（2024）年度～令和8（2026）年度
中期：令和9（2027）年度～令和11（2029）年度
後期：令和12（2030）年度～令和15（2033）年度
- ・継続事業、新規事業の区分は次のとおりです。
：継続事業（これまで実施してきたもの）
：新規事業

（4）措置

表7-2 保存に関する措置

No.	事業の名称	事業の内容	実施期間			実施主体			
			【前期】 令和6 (2024)年度 ～ 令和8 (2026)年度	【中期】 令和9 (2027)年度 ～ 令和11 (2029)年度	【後期】 令和12 (2030)年度 ～ 令和15 (2033)年度	行政	所有者等	地域	団体等
1	秋月氏関係調査の実施	中世秋月氏に關係する山城などの遺跡の現地調査や、關係する古文書の所在及び解読の調査を推進する。				○ 市(文)			
2	社寺所有有形文化財の調査	区域内の社寺における歴史資料・美術工芸資料の実態を把握する調査を推進する。				○ 市(文)			○
3	キリシタン関係資料の調査	区域内を中心に現在も伝えられているキリシタン伝承を精査し、資料の収集、掘り起こし、分析・検討を進める。				○ 市(文)			
4	古文書の解読・活字化推進	博物館・資料館が所蔵する古文書を解読し、活字化を進め、調査・研究成果の取りまとめを行う。				○ 市(文)			
5	資料のデジタルアーカイブ化	博物館・資料館の所蔵資料をデジタル化し、市民により身近な公開活用を推進する。				○ 市(文)			○
6	市外所在の秋月(藩)関連資料の調査研究推進	亀陽文庫や九州大学所蔵資料、嘉麻市や高鍋町資料などについて所蔵機関と連携し、市外に遺された秋月関係資料の調査を進めて、市民への公開の機会を創出するための基礎資料を作成する。				○ 市(文)	○		○
7	伝建制度による景観規制	歴史的風致になじむ景観の維持のため、建物外観や工作物などに一定の規制・誘導を行う。あわせて、建築士の配置など、指導・助言体制強化を検討する。				○ 国・県・市(文)			
8	修理に対する助成	特定物件の修理に対する助成を行う。				○ 国・県・市(文)			○
9	修景に対する助成	修景に対する助成を行う。				○ 国・県・市(文)			○



No.	事業の名称	事業の内容	実施期間			実施主体			
			【前期】 令和 6 (2024)年度 ～ 令和 8 (2026)年度	【中期】 令和 9 (2027)年度 ～ 令和 11 (2029)年度	【後期】 令和 12 (2030)年度 ～ 令和 15 (2033)年度	行政	所有者等	地域	団体等
10	道路美装化	歴史的風致になじむよう、道路の美装化を実施する。				○ 県			
11	野鳥川等の景観維持	野鳥川等区域内河川の護岸や河川構造物について歴史的意義を踏まえ、景観になじむように維持する。				○ 県			
12	文化財防火デーの実施	歴史文化遺産を火災から守るため、毎年「文化財防火デー」にあわせて防火訓練を実施する。				○ 市 (文・防) (消防本部・消防団)	○	○	○

文…文化・生涯学習課 防…防災交通課

表 7-3 活用に関する措置

No.	事業の名称	事業の内容	実施期間			実施主体			
			【前期】 令和 6 (2024)年度 ～ 令和 8 (2026)年度	【中期】 令和 9 (2027)年度 ～ 令和 11 (2029)年度	【後期】 令和 12 (2030)年度 ～ 令和 15 (2033)年度	行政	所有者等	地域	団体等
1	鎧揃えの実施	秋月藩の尚武を伝える「鎧揃え」を今後も継続的に実施して伝統行事の継承と地域の団結力向上を図るとともに、関係者が協力することで重要な観光資源としての周知を図る。				○ 市 (商)			○
2	観光と連携したマップの作成	建造物や遺跡などを見学しながら、グルメや土産物購入を楽しむような「まちあるきマップ」を作成し、これを広く公開して域内の回遊性を高めながら相乗効果を創出する。				○ 市 (文・商)			○
3	雛めぐりの実施	桃の節句や季節にあわせて、城下の各地に雛人形を展示する雛めぐりを実施し、まちあるきのためのコンテンツの拡充を図る。				○ 市 (商)			○
4	まちあるきの実施	歴史的町並みを実感できるまちあるきイベントを実施し、市民も観光客も交流しながら、歴史文化遺産だけでなく、取り巻く風景までをも親しむ機会を創出する。				○ 市 (文・商)			○
5	サインの多言語化推進	案内誘導や説明解説のサインの多言語化を推進し、これを充実させる。				○ 市 (文・商)			



No.	事業の名称	事業の内容	実施期間			実施主体			
			【前期】 令和 6 (2024)年度 ～ 令和 8 (2026)年度	【中期】 令和 9 (2027)年度 ～ 令和 11 (2029)年度	【後期】 令和 12 (2030)年度 ～ 令和 15 (2033)年度	行政	所有者等	地域	団体等
6	着物着付け体験	伝建地区において、希望来訪者に着物の着付け体験サービスを提供し、着物姿で城下町散策を楽しんでもらう。							○
7	伝建地区でのコンサートの開催	伝建地区内でコンサートを実施し、歴史文化と他の文化芸術とのコラボレーションにより新たな魅力の発見機会を創出する。				○市(文)			○
8	民泊等宿泊事業の展開	伝統的な建造物の効果的で多様な活用のあり方を示し、宿泊施設として提供する民泊事業を展開し、来訪者が五感で歴史文化に親しむ機会を創出する。							○
9	長屋門・戸波家などでの茶会の開催	伝統的な建造物の効果的で多様な活用のあり方を示して、関係文化団体と連携して茶会を開催し、市民や来訪者が伝統文化に親しむ機会を創出する。				○市(文)			○
10	大名の食卓復元	関係機関・団体と連携し、藩主の食べた料理を復元して、市民や観光客に提供して、伝統文化に直感的に親しむ機会を創出する。				○市(文・商)		○	○
11	ボランティアガイドの後継者育成	ボランティアガイドの養成講座を実施し、後継者を育成し、町並みを案内してもらう。				○市(文)		○	○
12	野鳥川学習会	野鳥川の自然・生物と、土木遺産について、川に入り学ぶ機会を創出する。				○市(文)		○	○
13	古建築の見学会の開催	建築士会と連携し、市民向けの古建築の見学会を開催し、秋月の魅力を知る機会を創出する。				○市(文)			○
14	秋月検定の実施	秋月の歴史を学ぶことで、郷土愛の醸成を促進し、秋月の認知度を向上するため、秋月検定を実施する。				○市(文)			

文…文化・生涯学習課 商…商工観光課

第8章

推進体制



第1節 体制整備の方針

1 調査・研究に関する体制整備の方針

歴史文化遺産を正しく評価するためには、地域全体や人類の歴史の中で、どのような位置付けができるのか、その価値を明らかにする必要があります。そのために、本市の歴史文化遺産を調査・研究できる専門性のある人材を、文化財担当部署に配置します。現在、本市においては埋蔵文化財への対応が急務であるため、考古学を専門とする職員が多い現状です。しかし、市の歴史文化遺産や博物館・資料館の収蔵品や伝建地区の運用を鑑みると、歴史・民俗・建築・美術・自然などを専門とする職員を配置することが必要です。また、福岡県文化財保護課・九州歴史資料館や九州国立博物館、福岡県立美術館、各大学などの行政機関や研究機関と連携を深め、積極的に奈良文化財研究所や福岡県主催の専門研修会に参加するなど、職員の研鑽を進めます。

また、市民ボランティアからなる「石造物調査隊」のような市民主体の組織形成を支援することで、文化財行政を底支えするとともに、市民による調査・研究→保存→活用の好循環を生み出すための体制づくりを進めます。

2 保存に関する体制整備の方針

歴史文化遺産を保存していくには、保存のための環境と体制を整備する必要があります。出土した遺物や、古文書、工芸品、絵画等の美術工芸品、民俗資料など、それぞれに適した保存環境があります。また、収蔵品は増加する一方であるため、さらなる博物館・資料館の収蔵庫、埋蔵文化財や民俗資料の収蔵庫の拡充や整備を進めます。

伝統芸能・技能や祭礼、民俗行事などを保存・継承するためには、主体となる団体や地域の活性化や後継者の育成が不可欠です。各種保存団体や地域コミュニティと連携し、地域の活性化と後継者の育成を推進します。また、継続が困難な事態となった場合は、将来復元可能な記録を残すなどの措置を講じられるように、体制を整備しておく必要があります。

民間が所有する歴史文化遺産については、所有者や管理者との連携を推進します。遺跡については保存整備を進めるとともに、埋蔵文化財については埋蔵文化財包蔵地の範囲を常に検証し、開発との関係で現地保存が難しいものは、記録保存とします。

こうした保存についても専門知識が必要であるため、先述の専門職員の配置を推進します。

3 活用に関する体制整備の方針

平塚川添遺跡公園や、朝倉市秋月博物館、甘木歴史資料館などを活用の拠点とし、市内に点在する歴史文化遺産をつないで活用を進めます。

庁内のまちづくり担当部署や商工観光課、観光協会や商工会・商工会議所などと連携し、歴史文化遺産を市内外へPRし、観光を軸とした交流人口の増加を図ります。

教育では市内の小・中・高校生を対象に郷土愛の醸成のため、小・中・高校との連携を強化します。



第2節 地域計画の推進体制

1 計画に関わる主な主体と役割

第1節に整理した基本方針に基づき、次の体制にて本計画に掲げる措置を推進します。また、各主体の役割は表に示すとおりです。

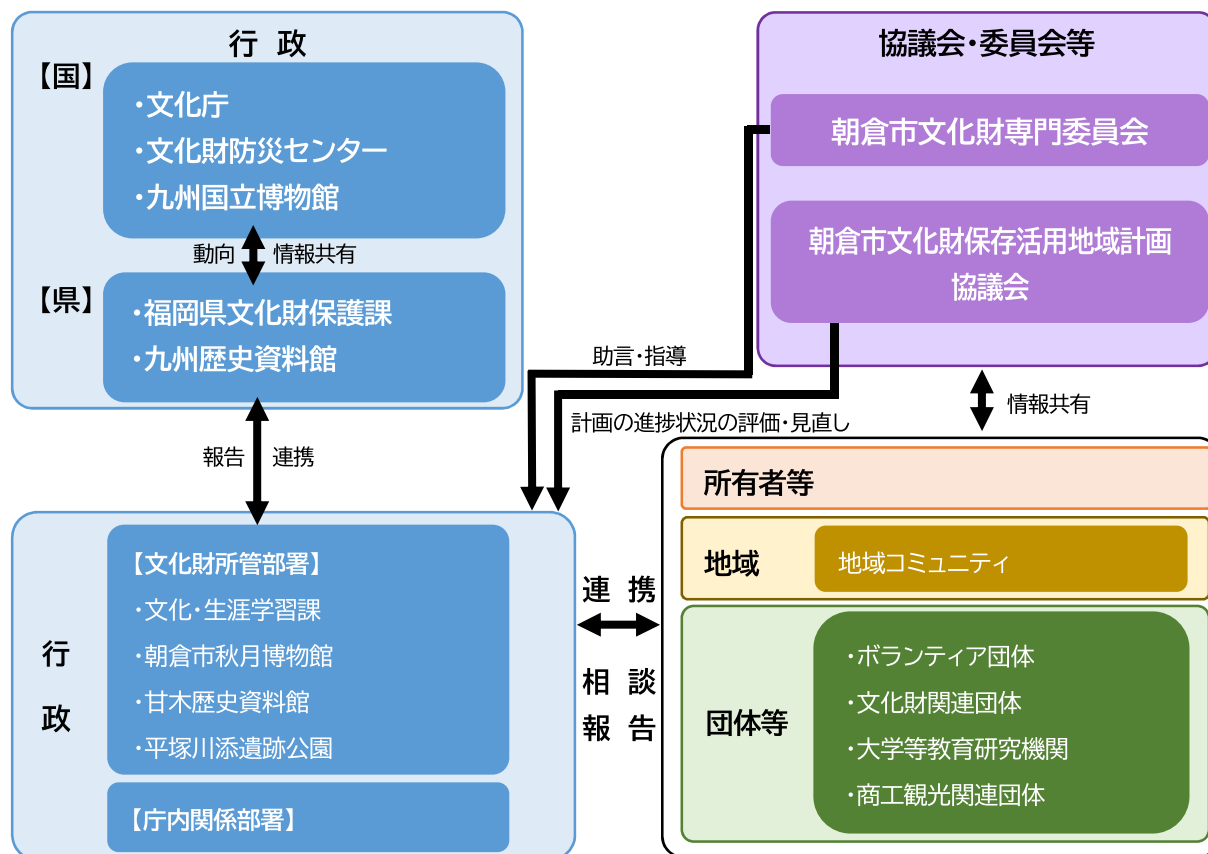


図8-1 推進体制図

表8-1 計画の推進体制

区分	組織名	主な役割	調査研究	保存	活用
行政	文化財所管部署	文化・生涯学習課 (文化財担当職員7名)	○	○	○
		朝倉市秋月博物館 (職員5名)	○	○	○
		甘木歴史資料館 (職員4名)	○	○	○
		平塚川添遺跡公園 (職員4名)		○	○
		文化財調査事務所 (職員3～5名)	○	○	
		文化財収蔵庫 (上秋月・本町)		○	
	庁内関係課	商工観光課	○	○	○
		防災交通課	○	○	○



区分		組織名	主な役割	調査 研究	保存	活用
行政	庁内 関係課	シティプロモーション課	移住・定住の促進、地域おこし協力隊、ふるさと納税事業の推進		○	○
		都市整備課・建設課	町並み環境整備・開発協議、保存樹木の保存	○	○	
		農林課・農業振興課	農林業に係る歴史文化遺産の保存・活用の推進	○	○	○
		教育課	学校教育における歴史文化遺産の活用	○	○	
		総合政策課	まちづくりの推進	○		○
		環境課	歴史文化遺産に係る自然環境の維持・改善、教育普及	○	○	○
	国・県等	文化庁	国内の歴史文化にかかわる全ての事項	○	○	○
		独立行政法人国立文化財機構文化財防災センター	文化財の防災及び被災文化財に関すること		○	
		九州国立博物館	歴史文化遺産の調査・研究、研究成果の情報発信、保存・修復・整備に関する助言	○	○	○
		福岡県文化財保護課	歴史文化遺産の調査・研究、研究成果の情報発信、保存・修復・整備に関する助言	○	○	○
		九州歴史資料館	発災時の対応支援・助言	○	○	○
所有者等	文化財の所有者等	文化財の所有者等	歴史文化遺産の保存・活用		○	○
地域	地域コミュニティ	地域コミュニティ協議会（17地区）	地域伝統行事の保存・活用、継承に係る人材育成、地域の活性化		○	○
団体等	文化財関連団体	秋月古文書講読会	古文書の解説・活字化、調査・研究	○	○	○
		林流抱え大筒保存会	歴史文化遺産の保存、継承に係る人材育成、PR		○	○
		光月流太鼓保存会			○	○
		甘木盆俄保存会			○	○
		秋月鎧揃え保存会			○	○
		甘木絞り連絡協議会			○	○
		秋月伝統的町並み保存研究会		○	○	○
		三奈木黒田家を守る会			○	○
		阿蘇神社（杷木の泥打）			○	
		美奈宜神社おくんち保存会			○	
		黒川協議会（宮座）			○	
		恵蘇八幡宮（神幸祭）			○	
		美奈宜神社御神幸行列保存会			○	
		鷗匠			○	
		各無形民俗文化財保存会（未指定）			○	
		神籠石を愛する会			○	○
		朝倉地域観光案内ボランティアガイドの会			○	○
		秋月学校ガイドボランティアの会			○	○
		秋月街道ネットワークの会			○	○
		秋月郷土文化研究会		○	○	○
		緒方春朔顕彰会			○	○
		天野甚左衛門顕彰会			○	○



区分		組織名	主な役割	調査 研究	保存	活用	
団体等	文化財関連 団体	「予防接種は秋月藩から 始まった」キャンペーン 推進協議会	歴史文化遺産の保存、継承に係る人材育成、PR		○	○	
		朝倉自然の会	自然・環境に係る人材育成、PR	○	○	○	
		教育研究機 関	朝倉高等学校（史学部）	歴史文化遺産の調査・研究、研究成果の情報発信、調査・保存・活用に係る人材育成	○	○	
	商工観光関 連団体	朝倉東高等学校	歴史文化遺産の教育・普及に関する連携			○	
		朝倉光陽高等学校	歴史文化遺産の教育・普及に関する連携			○	
		あさくら観光協会	地域資源としての歴史文化遺産の活用、交流人口の増加、PR			○	
			朝倉商工会議所	地域資源としての歴史文化遺産の活用			○
			朝倉市商工会	地域資源としての歴史文化遺産の活用			○
	委員会・協議会等	朝倉市文化財専門委員会	歴史文化遺産の指定や保存と活用に係る意見・指導		○	○	
朝倉市文化財保存活用地域計画協議会		文化財保存活用地域計画の作成及び計画の進捗に係る協議・評価		○	○		
朝倉市歴史的景観審議会		伝建地区の歴史的景観の形成に関する事項の調査審議		○			
朝倉市秋月博物館協議会		朝倉市秋月博物館の運営についての助言		○	○		
甘木歴史資料館協議会		甘木歴史資料館の運営についての助言		○	○		
平塚川添遺跡公園運営員 会		平塚川添遺跡公園の活用に関する協議		○	○		

2 文化財関係の会議等

（１）朝倉市文化財保存活用地域計画協議会

本計画の作成後、定期的に計画の進捗状況の評価・見直しを行います。

（２）文化財専門委員会

市内の歴史文化遺産の保存・活用に係ることについて、指導や助言を行います。

3 広域連携

福岡県市町村文化財保存整備協議会や北筑後文化財連絡協議会など、広域での文化財担当者との連絡を密に取り合い、共に歴史文化遺産の保存・活用を推進します。

4 防犯・防災、発災時の対応体制

（１）防犯・防災体制

文化財の保存にあたっては、その損失を未然に防ぐことが非常に重要であることから、関係機関連携のもと、防犯・防災対策を実施していきます。

所有者・管理者等関係者の協力のもと、指定等文化財を中心とした定期的な文化財パトロールの実施体制を構築し、定期的に歴史文化遺産の現状を的確に把握することで、防犯や防災につなげます。また、防犯・防災設備を充実させるとともに、防犯については所有者・管理者や警察署と情報提供・交換などの連携を強化し、火災などの防災については、文化財防火



デーにあわせて文化財防火訓練を市内4地区で実施し、歴史文化遺産の所有者・消防本部・消防団・朝倉市の連携を強化します。

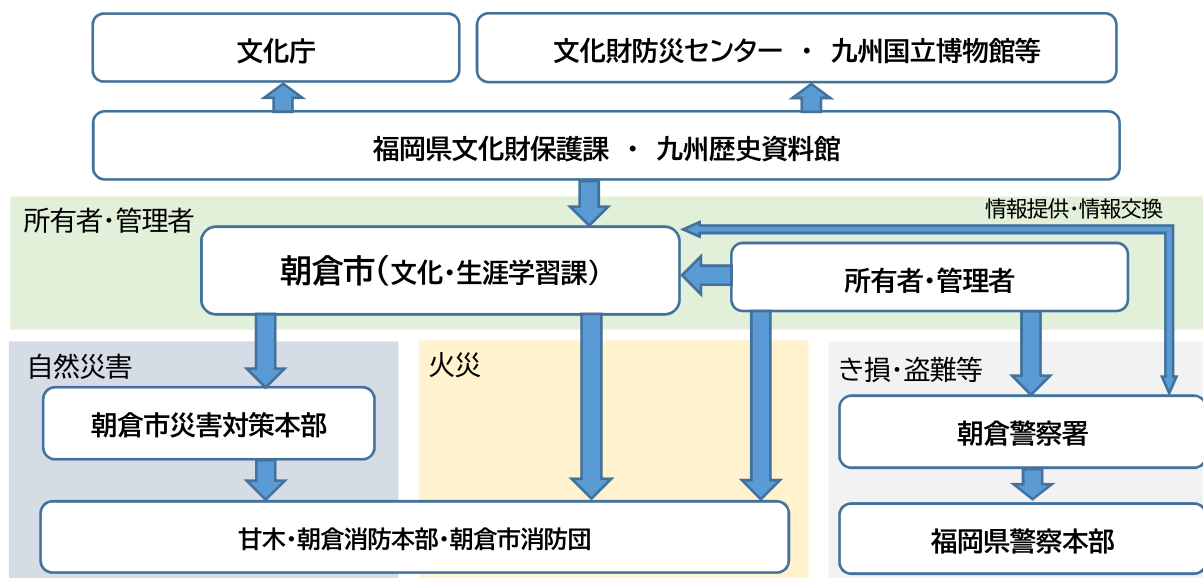


図8-2 防犯・防災の推進体制

(2) 災害発生時の対応体制

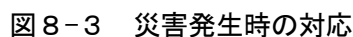
平成29(2017)年九州北部豪雨災害は、近年稀にみる被害をもたらしました。その際の対応については、「平成29年7月九州北部豪雨 福岡県朝倉市文化財レスキュー事業報告書」に記載しています。

大規模な災害が発生した場合、市の文化財担当課は避難所対応業務などが中心となり、歴史文化遺産への対応を十分にできない状況となることも想定されます。上記の災害対応の反省と教訓を踏まえたうえで、以下のような災害発生時の対応を行います。

- ①市は被災状況を把握し、被災状況を文化庁や福岡県、朝倉市防災交通課などに報告します。また、指定等文化財は文化庁へ被害報告、地方指定や未指定文化財は文化財防災センターへも被害報告します。さらに、文化財レスキューの規模によっては福岡県や文化財防災センターなどに支援や助言を要請します。
- ②災害発生後、災害の規模に合わせ、市は指定文化財リストや歴史文化遺産リストをもとに被災状況調査や文化財レスキューを実施します。
大規模災害の場合は、初動の前段で甘木歴史資料館や秋月博物館との連携や、福岡県へ協力要請します。また、文化財防災センターなどの外部支援（文化財レスキュー・文化財ドクターの派遣）を都道府県に要請します。
- ③市は、文化財レスキューの対象となった資料をリスト化し、洗浄や保存処置を実施します。
- ④災害規模が大きい場合、大規模な災害復旧事業が予想されます。災害復旧事業予定地はすべて現地確認を実施し、事業に伴って発掘調査が必要となる区域を把握するとともに、災害復旧事業の工事着工前までに発掘調査が終了するように関係各所と調整を



章



朝倉市文化財保存活用地域計画

令和 6（2024）年 7 月

発行 朝倉市教育委員会

福岡県朝倉市甘木 198-1